

# 失業給付金

失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう手当が支給される制度です

<対象者>

①雇用保険に加入していたが、失業の状態にある方

(※失業とは、就職する意思と能力があるにもかかわらず職業に就けず、求職活動を行っている状態)

②離職日以前の2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して12か月以上ある方

※倒産や解雇等の会社都合での離職者、疾病、介護等の正当な理由で自己都合退職した方の場合には条件が異なるため、詳しくはハローワークへご確認下さい。

<申請窓口>

ハローワーク

<給付までの流れ>

退職後、離職票等の必要書類を揃えてハローワークの窓口で申請手続き



待機期間7日間（この期間が満了するまでは手当は給付されません）

※自己都合退職の場合は更に3ヶ月間、手当は給付されませんが、この間も求職活動を行います



失業認定を受け、認定されれば手当が給付されます

※失業認定の条件については、ハローワークへご確認下さい

<支給額>

基本手当の1日当たりの額（基本手当日額）は、離職日の直前の6か月に支払われた賃金日額のおよそ50%~80%（60~64歳については45%~80%）ですが、年齢区分ごとに上限額が設定されています。

<支給日数>

年齢や雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90~360日の間で決定されます。

<病気、けが、出産・育児等の理由ですぐに働くことが難しい場合>

受給期間延長申請により、働ける環境が整った後で給付を受けることができます。病気やけが、出産・育児等の理由で直ぐに職業に就くことができなくなった場合、離職日の翌日から30日を経過した後、早期に申請します。申請することで、働ける状態になるまで（最大3年間）雇用保険の受給を保留することができます。

<退職後に健康保険の傷病手当金を受けている場合>

健康保険の傷病手当金を受給している場合には、失業手当金は支給されません。受給期間延長申請をしておく、療養後に働ける状態になったときに失業手当金が支給される可能性があります。